副食費免除制度のご案内

多子世帯や低所得世帯の副食費の負担軽減を図るため、次に該当する場合には副食費が免除(※1人あたり月額4,800円を上限)となります。 対象となる方には、免除のお知らせをいたします。 ※ R 6.4.1 上限額改定

ご注意!

免除の対象となるのは、副食費(おかず代やおやつ代等)のみです。 主食費(米、麺、パン等)は、免除にはなりません。

1号認定(満3歳~5歳児)

対象者・対象範囲

国の制度による免除①

年収360万円未満相当世帯のすべての子ども

世帯年収	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯 (第1階層)	免除	免除	免除
年収270万円未満相当(第2階層)	免除	免除	免除
年収360万円未満相当(第3階層)	免除	免除	免除





国の制度による免除②

すべての階層の第3子以降の子ども

世帯年収	第1子	第2子	第3子以降
年収 680 万円未満相当(第4階層)	_	_	免除
年収680万円相当以上(第5階層)	_	_	免除

●多子のカウント方法

小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウント



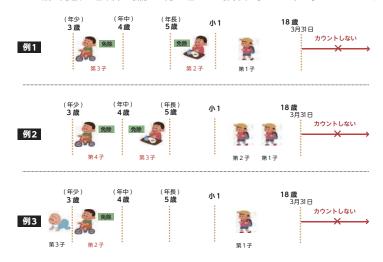
町の制度による免除

年収360万円以上680万円未満相当世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日 までにある子どもが3人以上いる世帯

世帯年収	第1子	第2子	第3子以降
年収680万円未満相当(第4階層)	_	免除	免除

●多子のカウント方法

18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの最年長の子どもを第1子としてカウント



2号認定 (3歳~5歳児クラス)

対象者・対象範囲

国の制度による免除① 年収360万円未満相当世帯のすべての子ども

世帯年収	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯(第1階層)	免除	免除	免除
年収 260 万円未満相当(第 2 階層)	免除	免除	免除
年収330万円未満相当(第3階層)	免除	免除	免除
年収360万円未満相当(第4階層)	免除	免除	免除







国の制度による免除② すべての階層の第3子以降の子ども

世帯年収	第1子	第2子	第3子以降
年収470万円未満相当(第4階層)	1	1	免除
年収640万円未満相当(第5階層)	1	_	免除
年収930万円未満相当(第6階層)	1	-	免除
年収 1,130 万円未満相当(第7階層)	_	_	免除
年収 1,130 万円相当以上(第8階層)	_	-	免除

●多子のカウント方法

小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウント



町の制度による免除

年収360万円以上640万円未満相当世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日 までにある子どもが3人以上いる世帯

世帯年収	第1子	第2子	第3子以降
年収 470 万円未満相当(第4階層)	_	免除	免除
年収640万円未満相当(第5階層)	_	免除	免除

●多子のカウント方法

18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの最年長の子どもを第1子としてカウント

